

公益財団法人岩手県観光協会法人運営準備金規程

(設置)

第1条 公益財団法人岩手県観光協会の安定的な法人運営に資する財務基盤の強化を図るため、法人会計に法人運営準備金（以下「準備金」という。）を設置する。

(財源)

第2条 準備金の財源は、平成22年3月31日を以て廃止する観光基盤整備事業清算特別会計の残余財産の一部を充てるものとする。

(積立て)

第3条 準備金として積立てる額は、平成22年度の一般会計収支予算に計上し、理事会及び評議員会の議決を得るものとする。

(管理)

第4条 準備金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 準備金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 準備金の運用から生ずる収益は、法人会計収支予算に計上して法人運営に要する経費に充てるものとする。

(繰替運用)

第6条 理事長は、財務上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて準備金に属する現金を運転資金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 次の各号の一に該当する場合に限り、準備金の全部又は一部について、理事会及び評議員会の議決を得て処分することが出来る。

- (1) 基本財産に繰り入れる場合
- (2) 公益目的事業に資する新規事業の立ち上げに要する費用に充てる場合
- (3) 経済事情の変動及び予測しがたい費用の発生により、運営上財源が著しく不足し公益目的事業の実施に支障が生じた場合において、当該不足額を補填する場合

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月27日理事会議決)